

介護保険サービス利用料は 確定申告医療費控除の対象となります

一般的医療費と同様に介護保険サービス利用料についても、確定申告によって医療費控除を受けることができます。医療費控除の対象となる金額は、申告者自身または申告者と生計を一にする配偶者やその他親族のために支払った医療費および介護保険サービス利用料などの総額となります。医療費控除額は、次の計算式によって計算します。

▼医療費控除額の出し方

令和7年中に支払った
医療費
(対象となる介護保険サー
ビス利用料を含む)

高額介護サービス
費や保険金などで
補てんされた額

「10万円」
※令和7年中の総所得
金額等が200万円
未満の方は総所得金
額等の5%

医療費控除額（200万円限度）

▼在宅で介護サービスを利用した方

Ⓐ医療費控除の対象となるもの

次の医療系の居宅サービスは、保険の給付対象となる令和7年中の利用者負担額の全額が、控除対象となります。

- ◆(介護予防) 訪問看護
- ◆(介護予防) 通所リハビリテーション
- ◆(介護予防) 訪問リハビリテーション
- ◆(介護予防) 短期入所療養介護
- ◆(介護予防) 居宅療養管理指導

◆定期巡回・随時対応型訪問介護看護

※一体型事業所で訪問看護を利用する場合

◆看護小規模多機能型居宅介護

※Ⓐの居宅サービスを含む組み合わせにより提供され
るもの（生活援助中心型の訪問介護の部分を除く）

Ⓑ条件付きで医療費控除の対象となるもの

次の福祉系の居宅サービスは、要介護（支援）認定を受け、居宅サービス計画または介護予防サービス計画に基づいて、上記Ⓐのいずれかのサービスと併せて利用した場合に、保険の給付対象となる令和7年中の利用者負担額の全額が、控除対象となります。

- ◆訪問介護（ホームヘルプサービス）
※調理・掃除等の生活援助中心型を除く
- ◆通所介護（デイサービス）
- ◆(介護予防) 訪問入浴介護
- ◆(介護予防) 短期入所生活介護
- ◆(介護予防) 小規模多機能型居宅介護
- ◆地域密着型通所介護
- ◆(介護予防) 認知症対応型通所介護
- ◆夜間対応型訪問介護

◆定期巡回・随時対応型訪問介護看護

※一体型事業所で訪問看護を利用しない場合およ
び連携型事業所に限る

◆看護小規模多機能型居宅介護

※Ⓐの居宅サービスを含まない組み合わせにより提
供されるもの（生活援助中心型の訪問介護の部分を
除く）

◆地域支援事業の訪問介護相当サービス、通所介護相 当サービス

※生活援助中心のサービスを除く